

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第六号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

第一条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第二条（略）</p> <p>事務</p> <p>十七の三（略） (1)―(27)（略）</p> <p>(28) 法第十八条の十七第一項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の事前届出の受付</p> <p>(29) 法第十八条の十七第二項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の緊急に行う必要がある場合における届出の受付</p> <p>(30) 法第十八条の十八第一項の規定による特定粉じん排出等作業に係る措置命令</p> <p>(31) 法第十八条の十八第二項の規定による特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更命令</p> <p>(32) 法第十八条の二十一の規定による作業基準適合命令及び作業の一時停止命令</p> <p>(33) 法第十八条の二十八第一項の規定による水銀排出施設の設置の届出の受付</p> <p>(34) 法第十八条の二十九第一項の規定による水銀排出施設となつたことの届出の受付</p> <p>(35) 法第十八条の三十第一項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出の受付</p> <p>(36) 法第十八条の三十一の規定による水銀排出施設の構造及び使用方法並びに水銀等の処理方法に関する計画の変更命令並びに設置計画の廃止命令</p> <p>(37) 法第十八条の三十四第一項の規定による水銀排出施設の</p>	市町	<p>第二条（略）</p> <p>事務</p> <p>十七の三（略） (1)―(27)（略）</p> <p>(28) 法第十八条の十五第一項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の事前届出の受付</p> <p>(29) 法第十八条の十五第二項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の同条第一項ただし書の場合における届出の受付</p> <p>(30) 法第十八条の十六の規定による特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更命令</p> <p>(31) 法第十八条の十九の規定による作業基準適合命令及び作業の一時停止命令</p> <p>(32) 法第十八条の二十三第一項の規定による水銀排出施設の設置の届出の受付</p> <p>(33) 法第十八条の二十四第一項の規定による水銀排出施設となつたことの届出の受付</p> <p>(34) 法第十八条の二十五第一項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出の受付</p> <p>(35) 法第十八条の二十六の規定による水銀排出施設の構造及び使用方法並びに水銀等の処理方法に関する計画の変更命令並びに設置計画の廃止命令</p> <p>(36) 法第十八条の二十九第一項の規定による水銀排出施設の</p>	市町

<p>構造及び使用方法並びに水銀等の処理方法の改善の勧告並びに施設の使用の一時停止その他水銀等の大気中への排出を減少させるための措置の勧告</p> <p>38] 法第十八条の三十四第二項の規定による措置命令</p> <p>39] 法第十八条の三十六第一項において準用する法第十条第二項の規定による水銀排出施設の設置及び構造等の変更の実施の制限期間の短縮</p> <p>40] 法第十八条の三十六第二項において準用する法第十一条の規定による水銀排出施設の届出者の氏名の変更等の届出の受付</p> <p>41] 法第十八条の三十六第二項において準用する法第十二条第三項の規定による水銀排出施設の届出者の地位の承継の届出の受付</p> <p>42] 略</p> <p>47] 略</p>	<p>二十一の四 (略)</p> <p>(1) 16 (略)</p> <p>17] 法第十二条の五第四項の規定による公共浄化槽の設置計画の作成の同意</p> <p>18] 法第十二条の五第五項の規定による公共浄化槽の設置計画の変更の同意</p> <p>19] 法第五十三条第一項の規定による報告徴収(浄化槽工事業者に係るものを除く。20]において同じ。)</p> <p>20] (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>三十五 (略)</p> <p>第二号(9)、(10)、(24)及び(25)、第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第四号の三(5)から(7)まで、第四号の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、(16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(61)、第八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八号の七(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(8)及</p>
<p>構造及び使用方法並びに水銀等の処理方法の改善の勧告並びに施設の使用の一時停止その他水銀等の大気中への排出を減少させるための措置の勧告</p> <p>37] 法第十八条の二十九第二項の規定による措置命令</p> <p>38] 法第十八条の三十一第一項において準用する法第十条第二項の規定による水銀排出施設の設置及び構造等の変更の実施の制限期間の短縮</p> <p>39] 法第十八条の三十一第二項において準用する法第十一条の規定による水銀排出施設の届出者の氏名の変更等の届出の受付</p> <p>40] 法第十八条の三十一第二項において準用する法第十二条第三項の規定による水銀排出施設の届出者の地位の承継の届出の受付</p> <p>41] 略</p> <p>46] 略</p>	<p>二十一の四 (略)</p> <p>(1) 16 (略)</p> <p>17] 法第五十三条第一項の規定による報告徴収(浄化槽工事業者に係るものを除く。18]において同じ。)</p> <p>18] (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>三十五 (略)</p> <p>第二号(9)、(10)、(24)及び(25)、第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第四号の三(5)から(7)まで、第四号の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、(16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(61)、第八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八号の七(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(8)及</p>

<p>び(10)から(13)まで、第九号の六(13)から(16)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39)（勧告を除く。）、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の二の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(15)まで、第十六号の二(14)から(17)まで及び(23)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(30)、(31)、(32)、(36)及び(38)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36)（勧告を除く。）、(42)及び(43)、第二十号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、第二十一号の二の二(1)及び(2)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)、(95)、(104)、(107)及び(110)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の三(3)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)</p>	<p>(略)</p>	<p>び(10)から(13)まで、第九号の六(13)から(16)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39)（勧告を除く。）、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の二の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(15)まで、第十六号の二(14)から(17)まで及び(23)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(30)、(31)、(35)及び(37)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36)（勧告を除く。）、(42)及び(43)、第二十号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、第二十一号の二の二(1)及び(2)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)、(95)、(104)、(107)及び(110)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の三(3)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)</p>	<p>(略)</p>
<p>第三条 (略)</p> <p>事務</p> <p>(大気汚染防止法関係)</p> <p>十八の三 (略)</p> <p>(1) 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十一条(第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十六第二項)において準用する場合を含む。)、第十二条第三項(第十七条の</p>	<p>市町</p>	<p>第三条 (略)</p> <p>事務</p> <p>(大気汚染防止法関係)</p> <p>十八の三 (略)</p> <p>(1) 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十一条(第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項)において準用する場合を含む。)、第十二条第三項(第十七条の</p>	<p>市町</p>

<p>十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十六第二項において準用する場合を含む。)、第十七条の第五項、第十七条の六第一項、第十七条の七第一項、第十八条第一項及び第三項、第十八条の二第二項、第十八条の六第一項及び第三項、第十八条の七第一項、第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項並びに第十八条の三十第一項の規定による届出の受付</p> <p>(2) 法第十条第二項(第十七条の十三第一項、第十八条の十三第一項及び第十八条の三十六第一項において準用する場合を含む。)、の規定による実施の制限期間の短縮</p> <p>(3) (略)</p>	(略)	<p>十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項において準用する場合を含む。)、第十七条の第五項、第十七条の六第一項、第十七条の七第一項、第十八条第一項及び第三項、第十八条の二第二項、第十八条の六第一項及び第三項、第十八条の七第一項、第十八条の二十四第一項並びに第十八条の二十五第一項の規定による届出の受付</p> <p>(2) 法第十条第二項(第十七条の十三第一項、第十八条の十三第一項及び第十八条の三十一第一項において準用する場合を含む。)、の規定による実施の制限期間の短縮</p> <p>(3) (略)</p>	(略)
---	-----	--	-----

第二条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第二条 (略)</p> <p>事務</p> <p>十六 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第二十八条第四項ただし書の規定による店舗販売業の店舗管理者に係る許可(薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号。以下この号において「改正法」という。))附則第九条の規定により店舗販売業の許可を受けた者とみなされる者に係るものに限る。)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 法第三十五条第四項ただし書の規定による卸売販売業の医薬品営業所管理者に係る許可</p> <p>(6) 可 (略)</p>	(略)	<p>第二条 (略)</p> <p>事務</p> <p>十六 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第二十八条第三項ただし書の規定による店舗販売業の店舗管理者に係る許可(薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号。以下この号において「改正法」という。))附則第九条の規定により店舗販売業の許可を受けた者とみなされる者に係るものに限る。)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 法第三十五条第三項ただし書の規定による卸売販売業の医薬品営業所管理者に係る許可</p> <p>(6) 可 (略)</p>	(略)

第三条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後		改正前	
<p>第二号(略)</p> <p>事務</p> <p>十七の三 (略)</p> <p>(1) (27) (略)</p> <p>法第十八条の十五第六項の規定による解体等工事に係る調査結果の報告の受付</p> <p>(29) (48) (略)</p> <p>三十五 (略)</p> <p>第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第四号の三(5)から(7)まで、第四号の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、(16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(61)、第八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(8)及び(10)から(13)まで、第九号の六(13)から(16)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39) (勧告を除く。)、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の二の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(15)まで、第十六号の二(14)から(17)まで及び(23)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(31)、(32)、(33)、(37)及び(39)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十</p>	(略)	<p>第二号(略)</p> <p>事務</p> <p>十七の三 (略)</p> <p>(1) (27) (略)</p> <p>法第十八条の十五第六項の規定による解体等工事に係る調査結果の報告の受付</p> <p>(29) (48) (略)</p> <p>三十五 (略)</p> <p>第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第四号の三(5)から(7)まで、第四号の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、(16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(61)、第八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(8)及び(10)から(13)まで、第九号の六(13)から(16)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39) (勧告を除く。)、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の二の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(15)まで、第十六号の二(14)から(17)まで及び(23)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(31)、(32)、(33)、(37)及び(39)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十</p>	(略)	<p>第二号(略)</p> <p>事務</p> <p>十七の三 (略)</p> <p>(1) (27) (略)</p> <p>法第十八条の十五第六項の規定による解体等工事に係る調査結果の報告の受付</p> <p>(28) (47) (略)</p> <p>三十五 (略)</p> <p>第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第四号の三(5)から(7)まで、第四号の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、(16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(61)、第八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(8)及び(10)から(13)まで、第九号の六(13)から(16)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39) (勧告を除く。)、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の二の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(15)まで、第十六号の二(14)から(17)まで及び(23)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(30)、(31)、(32)、(36)及び(38)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十</p>	(略)

<p>一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、<sup>(36)</sup>(勧告を除く。)、<sup>(42)</sup>及び<sup>(43)</sup>、<sup>(36)</sup>第二十号の三(8)から<sup>(10)</sup>まで、<sup>(14)</sup>から<sup>(17)</sup>まで及び<sup>(23)</sup>から<sup>(26)</sup>まで、<sup>(14)</sup>第二十号の四(3)、第二十一号の二の二(1)及び(2)、第二十一号の四(7)、<sup>(13)</sup>及び<sup>(16)</sup>、第二十二号の二(15)、<sup>(18)</sup>、<sup>(29)</sup>、<sup>(32)</sup>、<sup>(46)</sup>、<sup>(47)</sup>、<sup>(50)</sup>、<sup>(53)</sup>、<sup>(69)</sup>、<sup>(70)</sup>、<sup>(73)</sup>、<sup>(76)</sup>、<sup>(87)</sup>、<sup>(90)</sup>、<sup>(95)</sup>、<sup>(104)</sup>、<sup>(107)</sup>及び<sup>(110)</sup>、第二十三号の二(5)、<sup>(9)</sup>及び<sup>(11)</sup>、第二十三号の三(3)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、<sup>(13)</sup>、<sup>(23)</sup>、<sup>(26)</sup>、<sup>(35)</sup>及び<sup>(36)</sup>、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)</p>		<p>一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、<sup>(36)</sup>(勧告を除く。)、<sup>(42)</sup>及び<sup>(43)</sup>、<sup>(36)</sup>第二十号の三(8)から<sup>(10)</sup>まで、<sup>(14)</sup>から<sup>(17)</sup>まで及び<sup>(23)</sup>から<sup>(26)</sup>まで、<sup>(14)</sup>第二十号の四(3)、第二十一号の二の二(1)及び(2)、第二十一号の四(7)、<sup>(13)</sup>及び<sup>(16)</sup>、第二十二号の二(15)、<sup>(18)</sup>、<sup>(29)</sup>、<sup>(32)</sup>、<sup>(46)</sup>、<sup>(47)</sup>、<sup>(50)</sup>、<sup>(53)</sup>、<sup>(69)</sup>、<sup>(70)</sup>、<sup>(73)</sup>、<sup>(76)</sup>、<sup>(87)</sup>、<sup>(90)</sup>、<sup>(95)</sup>、<sup>(104)</sup>、<sup>(107)</sup>及び<sup>(110)</sup>、第二十三号の二(5)、<sup>(9)</sup>及び<sup>(11)</sup>、第二十三号の三(3)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、<sup>(13)</sup>、<sup>(23)</sup>、<sup>(26)</sup>、<sup>(35)</sup>及び<sup>(36)</sup>、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)</p>	
---	--	---	--

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 令和三年四月一日
- 二 第二条の規定 令和三年八月一日
- 三 第三条の規定 令和四年四月一日